

八尾市就学前施設教育・保育における
医療的ケアに関するガイドライン
(案)

令和 5 年 (2023) 2 月

八尾市

序章 ガイドライン策定にむけて

- 1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定について・・・1
- 2 本市における医療的ケア児保育等受入れの現状・・・・・・・・・・・・・1
- 3 医療的ケア児とその家族の現状・・・・・・・・・・・・・2
 (1) 医療的ケア児の現状
- (2) 医療的ケア児の保護者の現状
- 4 ガイドライン策定の目的及び検討手法・・・・・・・・・・・・・5

第1章 八尾市における医療的ケアの実施基本方針

- 1 医療的ケアとは・・・・・・・・・・・・・6
- 2 認定こども園等において対応できる医療的ケアの範囲・・・・・・・・・・・・・7
 (1) 施設の範囲
- (2) 児童の範囲
- (3) 医療的ケアの範囲
- 3 医療的ケアの実施者・・・・・・・・・・・・・8
- 4 利用日と利用時間・・・・・・・・・・・・・8

第2章 入所までの流れ

- 1 医療的ケア児とその家族のライフステージ・・・・・・・・・・・・・9
- 2 入所相談・・・・・・・・・・・・・10
- 3 入所申請・・・・・・・・・・・・・10
- 4 入所調整会議・利用調整・・・・・・・・・・・・・10

第3章 医療的ケア実施体制

- 1 受入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ・・・・・・・・・・・・・12
- 2 受入れ施設での体制確保と役割・・・・・・・・・・・・・13
- 3 医療的ケアと就学前教育・保育・・・・・・・・・・・・・15
- 4 医療的ケアの更新・変更・解除・・・・・・・・・・・・・15
- 5 園外活動・行事・運動等の際の対応・・・・・・・・・・・・・16
- 6 緊急事態発生時等の確認・・・・・・・・・・・・・16
- 7 研修・・・・・・・・・・・・・17

第4章 関係機関との連携

- 1 認定こども園等において医療的ケアを実施する際の連携・・・・・・・・・・・・・18
- 2 就学期の連携・・・・・・・・・・・・・18
- 3 切れ目のない支援・・・・・・・・・・・・・19
- 4 やおっこファイルの活用・・・・・・・・・・・・・19

第5章 資料編（様式）

序 章 ガイドライン策定にむけて

1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定について

令和3年(2021年)9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年(2021年)法律第81号)(以下「医療的ケア児支援法」と言う)が施行されました。医療技術が進んだことで、人工呼吸器などの医療的ケアを日常的に必要な児童(以下「医療的ケア児」と言う)が年々増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族への適切な支援が課題となっていることが背景にあります。

医療的ケア児支援法の目的は医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することです。そのために、第5条で地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する施策を実施する責務を有すると規定され、第6条で保育所の設置者等は、在籍する医療的ケア児に対し、必要な支援措置を行う責務を有することが規定されたほか、全般的な支援に関する施策が定められています。

本ガイドラインは、医療的ケア児支援法の第5条及び第6条の規定を受け、本市において、医療的ケア児が認定こども園・認可保育所・小規模保育事業の認可保育施設(以下「認定こども園等」と言う)での受入れに際しての基本的な考え方や留意事項を示すことにより、安全かつ円滑な受入れにつなげるために策定するものです。

2 本市における医療的ケア児保育等受入れの現状

本市では、昭和50年(1975年)3月に、八尾市児童福祉審議会から「障害児保育に関する中間答申」を受け、国に先がけて障がいのある子どもを積極的に受け入れる「障がい児保育」のしくみをつくり、公民手を携えて障がい児保育を実施してきました。医療的ケア児の保育受入れについても市立保育所・幼稚園において対応してきた経緯があります。平成26年(2014年)には市立保育所に入所決定した児童の対応についての手引きを内部規程として作成し、対応可能な医療的ケアの範囲や保育受入れまでの手順について整理しました。平成31年(2019年)に市立認定こども園を開設した後も、障がい児保育の一環としてこども園における医療的ケアを実施しており、毎年、若干名の実施実績があります。(令和元年度：3人、令和2年度：3人、令和3年度：2人、令和4年度：1人)

また、本市において、療育等の就学前の医療的ケア児の受入れ先として、市立医療型児童発達支援センターで親子通園による療育を行うほか、民間の児童発達支援事業所が令和4年(2022年)6月1日時点で約30か所あり、うち数か所は医療的ケアに対応したサービス提供をしています。

このように、医療的ケア児支援法制定以前から市立園での医療的ケア児の受入れ実績を有し、保育以外の社会資源についても比較的整っている本市の特長を活かしながら、保育を希望する医療的ケア児が認定こども園等で安全・安心・幸福に過ごせるよう、また、認定こども園等の利用が決まらなかった場合にも、法の趣旨に沿った社会資源の利用につながるようガイドラインづくりを行うこととしました。

3 医療的ケア児とその家族の現状（大阪府医療的ケア児実態把握調査から抜粋）

令和4年（2022年）6月に大阪府が実施した医療的ケア児実態把握調査（調査配布数約1,360人、回答数607人、うち6歳以下275人）において、八尾市民の回答は47人、うち6歳以下は18人でした。全体的な傾向については大阪府の分析結果から把握し、八尾市民の回答内容も参照しながら医療的ケア児とその家族の現状を踏まえたガイドラインの内容を検討しました。

（1）医療的ケア児の現状

まず、児童の状況について、6歳以下275人のうち、身体障がい者手帳等の取得状況は、身体障がい者手帳が169人(61.4%)、療育手帳が121人(44.0%)でした。八尾市民の回答では身体障がい者手帳が10人(55.5%)、療育手帳が7人(38.8%)でした。医療的ケア児の保育受入れを検討するに際しては、一人ひとりの健康状況や意思疎通の状況、介助の範囲等を把握する必要があります。

表1 身体障がい者手帳の取得状況（6歳以下）

		年 齢							合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
身体障がい者手帳	1級	2	17	20(1)	20(2)	24(3)	22(2)	29(2)	134(10)
	2級	2	2	4	3	4	1	1	17
	3級	2	0	1	2	0	2	3	10
	4級	0	1	2	0	2	1	1	7
	5級	0	0	0	0	1	0	0	1
	6級	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	29(2)	20(1)	18(1)	5	7	9	10(2)	98(6)
	不明	2	2(1)	0	1	3(1)	0	0	8(2)
	合計	37(2)	42(2)	45(2)	31(2)	41(4)	35(2)	44(4)	275(18)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

表2 療育手帳の取得状況（6歳以下）

		年 齢							合計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
療育手帳	A	1	12	18(1)	16(2)	24(2)	13	26(1)	110(6)
	B1	0	0	0	1	3	1	1	6
	B2	1	2(1)	0	4	1	2	1	11(1)
	なし	34(3)	24	25(1)	9	12	15(1)	16(4)	135(9)
	不明	1	4	2	1	1(1)	4(1)	0	13(2)
	合計	37(3)	42(1)	45(2)	31(2)	41(3)	35(2)	44(5)	275(18)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

必要な医療的ケアの内容は、経管栄養が最も多く169人、次いで排便管理115人、吸引106人、酸素療法102人でした。八尾市民の回答では酸素療法が最も多く11人、次いで経管栄養9人、排便管理5人、吸引5人でした。

表3 医療的ケアの内容（複数回答 6歳以下）

医療的ケアの内容	人数
人工呼吸器	66(3)
排痰補助装置	24(3)
気管切開の管理	74(4)
鼻咽頭エアウェイの管理	4
酸素療法	102(11)
吸引	106(5)
ネブライザーの管理	52(2)
経管栄養	169(9)
中心静脈カテーテルの管理	6
自己注射等	21(1)
血糖測定	10(1)
継続的な透析	2
導尿	17(1)
排便管理	115(5)
その他の医療的ケア	17
不明	16
合計	801(45)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

日中活動の状況としては、福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）が最も多く125人、次いで自宅が82人、保育所・認定こども園等が42人、幼稚園が12人でした。八尾市民の回答では、福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）が最も多く13人、次いで自宅が4人、保育所・認定こども園等が2人でした。

表4 日中に過ごしている場所（複数回答 6歳以下）

年齢	自宅	福祉サービス事業所（児童発達支援事業所等）	保育所・認定こども園等	幼稚園	小学校
0歳	31(3)	6	0	0	0
1歳	20	16	7	0	0
2歳	18	21(3)	8	0	0
3歳	4	22(1)	6	1	0
4歳	4	22(2)	12(1)	5	0
5歳	3	21(2)	9(1)	5	1
6歳	2(1)	17	0	1	30(4)
合計	82(4)	125(8)	42(2)	12	31(4)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

(2) 医療的ケア児の保護者の現状

医療的ケア児の主たる介護者の状況は、母親が主たる介護者となっている世帯が約90%を占めていました。主たる介護者の就労状況は下表のとおりです。「預け先があれば就労したい」が63人と最も多く、就労意向があっても預け先がない状況にあるため、認定こども園等をはじめ、受け入れ先の拡充が急務です。

表5 主たる介護者の就労状況について（6歳以下）

年齢	就労している	就労希望なし	預け先があれば就労したい	今後就労を再開予定	その他	不明
0歳	10	7	9(2)	7	4(2)	0
1歳	12(1)	11	9	6	4	0
2歳	12	13	8(2)	7	5	0
3歳	5(1)	7	8(1)	4	4	3
4歳	9(1)	6	11	11	4(1)	0(1)
5歳	8	8	7(1)	4	8	0
6歳	10(2)	3	11(1)	8	9(1)	3(1)
合計	66(5)	55	63(7)	47	38(4)	6(2)
割合	24.0% (27.7%)	20.0% (0%)	22.9% (38.8%)	17.0% (0%)	13.8% (22.2%)	2.1% (11.1%)

大阪府医療的ケア児実態把握調査を基に八尾市が独自で作成 ※()は八尾市の6歳以下

4 ガイドライン策定の目的及び検討手法

1. の医療的ケア児支援法制定を受け、本市では八尾市障害児保育審議会に医療的ケア児保育等検討部会を設置し、医療的ケア児の保育提供についてのガイドライン内容を審議しました。本ガイドラインは、就学前の医療的ケア児が認定こども園等を利用する場合の基本的な考え方、利用までの流れ、利用にあたって留意すべき事項等を示すことにより、医療的ケア児が安全に保育利用できることを目的として策定しました。また、本市の特長を活かし、法の趣旨を踏まえた保育外の社会資源の受入れ充実や、就学期への円滑な接続につながることを目指しました。

そのため、2. の本市の受入れ状況や特長を踏まえ、3. の児童及び保護者の現状に即したガイドライン検討を行うため、検討部会には、医療的ケア児とその家族に関わる市の医療・保健・福祉等の関係部署・医療機関から医療職や保育教諭等の専門職および、公民の保育現場の施設長等の保育提供の当事者、公募委員として訪問看護現場や保護者としての当事者が参画する委員構成とし、それぞれの所属機関の役割の視点や専門的な知見に加え、役割を越えた連携が図られるよう提案型の意見交換を行いました。

検討の視点としては、法の趣旨を踏まえつつ児童の最善の利益を図るため、医療的ケア児の個別状況に応じ安全性を確保しながら、集団の中での育ち合いにつながる保育と医療的ケアが提供されるよう、本章の各項目について検討を行い、素案を作成しました。

その後、パブリックコメントにより広く市民意見を募集したうえで、再度検討部会を開催して本ガイドラインの最終案に反映し、策定しました。

【ガイドライン検討内容】

基本事項	・医療的ケアの実施範囲、利用日・時間帯
医療的ケア児の入所までの手続き	・入所相談・申請・利用調整等
医療的ケアの実施体制	・受入れ決定後の流れ、施設の体制整備・行事、緊急事態等の確認、職員研修等
関係機関との連携	・保育実施の際の関係機関との連携 ・就学期の連携等

【医療的ケア児保育等検討部会開催スケジュール】

回	実施時期	内 容
1	令和4年5月	委嘱状交付、背景及び現状確認、事例発表
2	令和4年8月	課題に対する意見交換
	令和4年10月	先進事例実施施設見学（他市事例）
3	令和4年11月	ガイドライン（素案）における意見交換
	令和4年12月	市民意見提出制度（パブリックコメント）実施
4	令和5年1月	ガイドライン（案）の調整及び確定

第1章 八尾市における医療的ケアの実施基本方針

1 医療的ケアとは

医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要な医療行為を指します。厚生労働大臣が定める医療行為として、厚生労働省告知第八十九号により、次のように定めています。

- 一 気管切開の管理
- 二 鼻咽頭エアウェイの管理
- 三 酸素療法
- 四 ネブライザーの管理
- 五 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る）
- 六 中心静脈カテーテルの管理
- 七 皮下注射
- 八 血糖測定
- 九 継続的な透析
- 十 導尿
- 十一 排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸（医療行為に該当しないものとして別に定める場合を省く）の実施に限る）
- 十二 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

また、医療的ケア児支援法では医療的ケアについて「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされています。医療的ケアは、医療行為に該当することから医師や看護師以外に行ってはならないとされていましたが、平成23年「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、平成24年度（2012年）より、看護師資格を持たなくても、一定の研修を修了し都道府県知事から認定を受けた場合には認定特定行為業務従事者として下表に示す5つの特定行為について、医師の指示・看護師等の連携のもと実施できるようになりました。

表6 認定特定行為業務従事者が実施できる医療的ケア

種類	医療的ケアの内容
口腔内の喀痰吸引	痰の排出が自力では困難な者に対して、口・鼻・気管カニューレ内にチューブを入れ吸引器による痰の吸引を行うこと
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内の喀痰吸引	
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入すること
経鼻経管栄養	

出典：保育所での医療的ケア児受入れに関するガイドライン（令和3年3月 保育所における医療的ケア児への支援に関する研究会）

2 認定こども園等において対応できる医療的ケアの範囲

(1) 施設の範囲

本ガイドラインの対象となる施設は、市・社会福祉法人・学校法人・株式会社等により設置された認定こども園・認可保育所・小規模保育事業の認可保育施設とします。本ガイドラインでは、対象となる施設を「認定こども園等」と表記します。

(2) 児童の範囲

本ガイドラインの対象とする児童の範囲は、医療的ケアを必要とする八尾市在住の就学前児童とします。

(3) 医療的ケアの範囲

本ガイドラインに基づき、認定こども園等が提供する医療的ケアの範囲は、利用の可否を検討する中で、医療的ケア児の状況や、認定こども園等で用意し得る人員配置・設備等の状況から実施することが可能であると入所調整会議で判断された医療的ケアとします。なお、保育中に行う、継続的な服薬や治療用装具の装着等は医療的ケアに含まず、医療的配慮として認定こども園等で対応することを想定しています。

認定こども園等における医療的ケアの実施が可能かどうかについては、次の事項を確認し、次の①から⑤を満たすこととします。

①在宅での状況

- ・継続して安定した在宅生活を送っていること。
- ・原則として市立医療型児童発達支援センターを利用（※）し、家庭以外の場所での医療的ケアの手法が確立していること。

②症状の状況

- ・症状が安定し、疾病に急激な変化がないと主治医が判断していること。

③集団生活への適応

- ・感染症による基礎疾患の悪化や合併症を発症するリスクが低いこと。
- ・保育時間をおおむね保育室で過ごすことができ、他の児童とコミュニケーションが可能である等、集団の中で生活することが可能であること。

④医師との連携

- ・主治医・嘱託医・地域の基幹病院との協力体制が可能であること。

⑤認定こども園等での受入れ体制

- ・人員配置や施設環境の受入れ体制が整えられていること。

※ 市立医療型児童発達支援センターいちょう学園診療所での診察、または市立医療型児童発達支援センターでの外来訓練、通所など。診療所来所が困難な場合等は相談に応じます。

3 医療的ケアの実施者

本市では認定こども園等で医療的ケアを実施する看護師を配置し、医療的ケア児の主治医の指示に基づき医療的ケアを実施します。民間園で医療的ケア児を受入れる際には、看護師配置等、体制整備を図る上での財政支援と、医療的ケア児の保育受入れに対して児童の対応についての助言や、研修等の支援を行います。

担当看護師が、施設全体の衛生管理や健康管理等の業務と兼務する場合は、医療的ケアの提供に支障をきたさないように職員間の連携に努めます。保育士等、看護師資格を持たない者が、喀痰吸引等第3号研修（特定行為研修）を受けた場合、認定特定行為業務従事者として、医師の指示のもと定められた条件の範囲内で医療的ケアを実施できますが、医療的ケアは看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助等を他の職員と協力しながら行うこととします。

医療的ケアを行う看護師の不在等により、認定こども園等で医療的ケアを実施できない場合は、保護者に協力を依頼したり保育利用できないことがあります。

4 利用日と利用時間

医療的ケア児の保育利用日については、看護師が医療的ケアに対応することを踏まえ、利用日を原則月曜日から金曜日までの週5日とします。なお、行事への参加等、特別な理由があり、主治医の意見や人的配置、環境をふまえて安全な利用が可能と判断できる場合はそれ以外の日も利用できます。

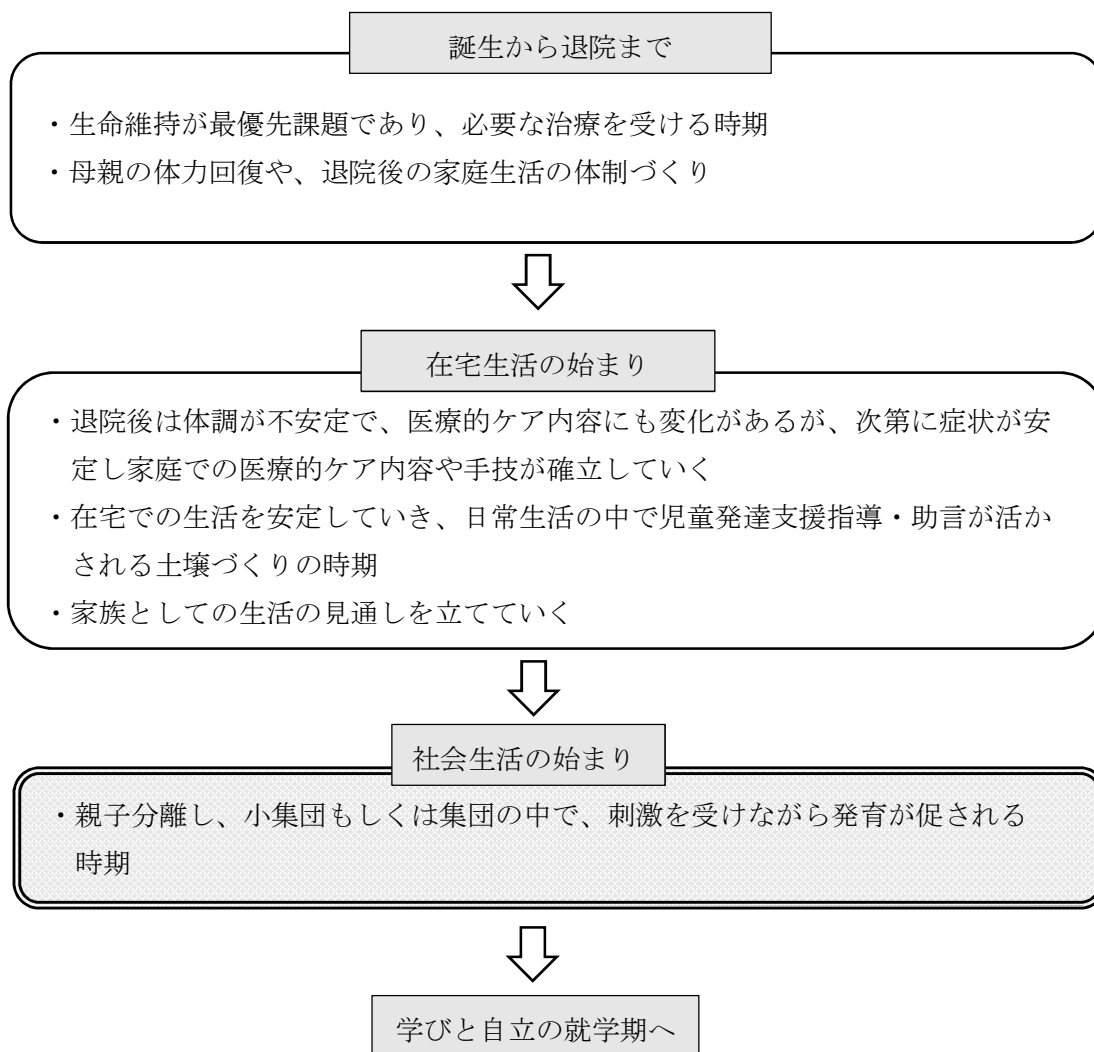
利用時間は原則、保育短時間利用の1日8時間の範囲内で保護者と相談のうえ決定し、延長保育の提供は行いません。

第2章 入所までの流れ

1 医療的ケア児とその家族のライフステージ

医療的ケア児保育等検討部会では、医療的ケア児のより良い保育利用を検討するため、誕生から就学までの、医療的ケア児とご家族のライフステージを下図のように想定しました。

図1 八尾市における医療的ケア児とその家族のライフステージ（イメージ）



社会生活の始まりである認定こども園等への入所にむけて、医療的ケア児の体調の安定や医療的ケアの手法の確立を図るとともに、保護者が就労した際の生活プランや家族の役割について、調整を行う必要があります。

2 入所相談

認定子ども園等への入所に至るまでには、関係機関と連携しながら受入れ施設と複数回にわたる調整が必要なため、保育・子ども園課への保護者からの相談開始は、入所を希望する前年8月末がめどとなります。保育・子ども園課は、保育の必要性を確認し、利用開始までの流れを保護者に説明します。

また、医療的ケアを提供できる認定子ども園等について情報提供し、園見学を勧めます。そして、保護者から医療的ケアの実施を含む在宅での状況等を確認したうえで市立医療型児童発達支援センターの利用について案内します。必要に応じて障がい福祉課・八尾市保健所・子ども総合支援センター等と連携し、利用できる社会資源サービスについても併せて案内します。

3 入所申請

医療的ケア児の入所申請には、主治医の診断書及び発達検査結果（新版K式発達検査）の添付が必要です。発達検査を受検できない場合は保護者からの聞き取りをおこない、児童の発達状況の把握につとめます。保育・子ども園課は入所申請の受付時に保護者と面談を行い、児童の健康状態や医療的ケアの内容、日常生活での注意事項を確認します。面談では児童の状況確認をするため親子面談を基本とします。

4 入所調整会議・利用調整

市は医療的ケア児について入所調整会議を行い、関係機関から意見聴取するとともに、入所を希望する認定子ども園等と受入れ可能かどうかについて協議を行います。保育の必要性の確認と、認定子ども園等における医療的ケアの実施が可能か（P7参照：①在宅での状況・②症状の状況・③集団生活への適応・④医師との連携・⑤認定子ども園等での受入れ体制）の確認を経て受入れ施設を決定します。

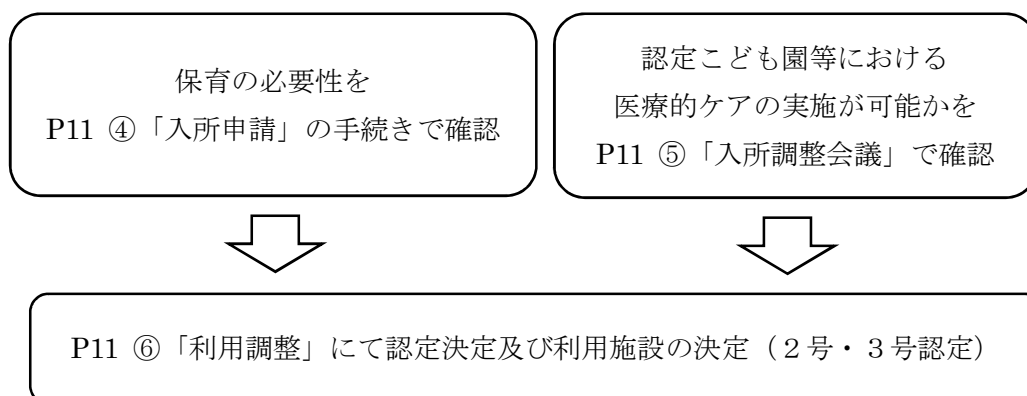
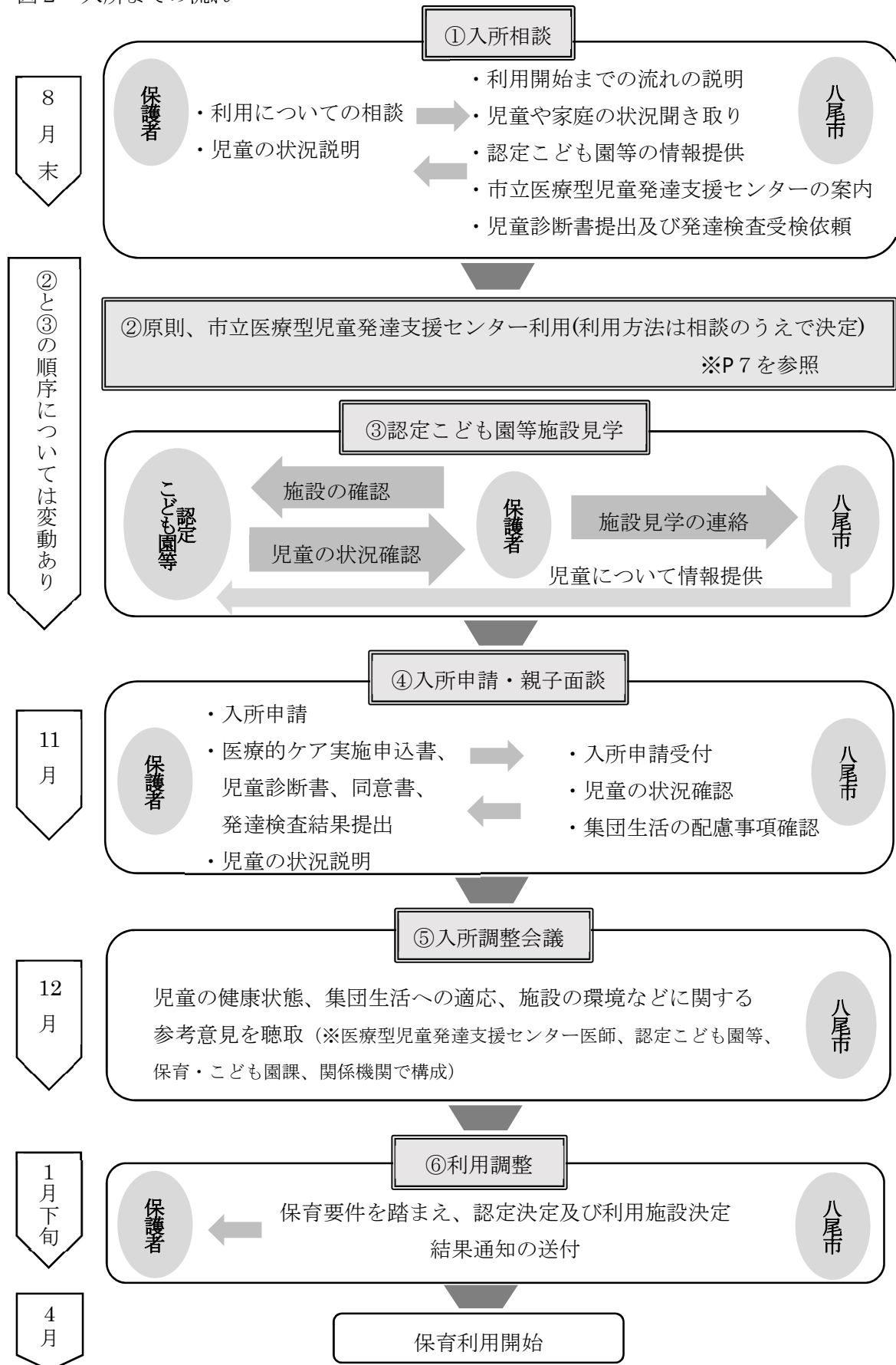


図2 入所までの流れ



第3章 医療的ケア実施体制

医療的ケア児の保育利用が決定した場合、安心・安全な保育を提供するため認定こども園等と保護者は連携しながら入所にむけて手続きを進めます。市は認定こども園等と保護者の関係づくりや関係機関の調整等の進捗報告を受け、スムーズに入所手続きが行われるようコーディネートします。

1 受入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ

①面談（1回目）

- ・認定こども園等は入所決定した児童及び保護者と面談を行い、児童の状況等について入所申請書等をもとに確認します。準備期間等のスケジュールや認定こども園等における集団保育についての説明を行います。
- ・認定こども園等は「医療的ケア実施に関する医師の指示書」の提出を保護者に依頼します。
- ・認定こども園等は主治医訪問の日程調整と市立医療型児童発達支援センター訪問について日程を調整します。



②面談（2回目）

- ・保護者は、「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を認定こども園等に提出します。
- ・認定こども園等と保護者は医療的ケアの実施方法、配慮事項や具体的な受入れ方法について協議します。



③主治医訪問

- ・認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



④医療型児童発達支援センターからの申し送り

- ・認定こども園等の施設長・看護師・保護者は市立医療型児童発達支援センターを訪問し、医療的ケアの手技の実際や児童の状況、保育実施上の留意点等の申し送りを受けます。



⑤計画作成、受入れ態勢整備、同意

- ・認定こども園等は「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、保育実施にむけて看護師の配置調整や施設の環境整備を行います。保護者に対して認定こども園等で実施する医療的ケアや、保育利用する際の確認事項を説明します。保護者は、説明を受けた後、同意欄に署名します。

「医療的ケアに関する計画書」や「医療的ケア実施マニュアル」は進級や児童の状態の変化に応じて更新していきます。



⑥親子通園・慣らし保育

- ・認定こども園等は保護者との信頼関係を構築するとともに、児童の不安を取り除き、新しい環境に慣れることを目的として、保護者が児童に付き添いながら保育時間を過ごす親子通園や、少しずつ保育時間を延ばしていく慣らし保育の期間を設定します。親子通園や慣らし保育期間中に保育施設での医療的ケアを行う際の課題や配慮事項など新たに確認されることに対して保護者と共に対応策を構築し、「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」の調整を行います。医療的ケアの手法が確立し、実際の保育利用時間について保護者と施設で協議したうえで、単独通園の実施となります。



⑦主治医への報告

- ・認定こども園等の施設長は、年度の終わりに主治医に対し「医療的ケア実施状況報告書」により認定こども園等での医療的ケアの実施状況を報告します。

2 受入れ施設での体制確保と役割

認定こども園等において医療的ケアを実施する際には、児童にかかわる機関が緊密に連携をとる必要があります。また、施設内においては、施設長の指示のもと職員が各々の役割を理解して協力体制をとりながら業務にあたる必要があります。医療的ケアの実施にかかる関係者の役割は以下のとおりです。

①認定こども園等

・施設長

認定こども園等における医療的ケア児の受入れについての総括責任者は施設長です。保護者や主治医との連絡の窓口になるとともに、認定こども園等内で受入れ体制を構築できるよう職員体制を組織します。

・看護師

認定こども園等における医療的ケアは看護師が実施します。主治医の指示を受け、定められた範囲で医療的ケアを行います。その際は計画書やマニュアルを作成します。医療的ケア児の健康状態を適切に把握し体調管理し、実施したケア内容とともに記録します。

- ・保育士等

医療的ケアの実施の際、医療行為に該当しない範囲において看護師の業務を補佐します。社会福祉士及び介護福祉士法付則第4条に定める認定特定行為業務従事者の認定を受けた保育士等は定められた条件の範囲内で医療的ケアを行うことができます。

- ・その他職員

医療的ケア児担当として配置される看護師とともに、学年の保育士、栄養士、調理員、特別支援教育コーディネーターなど、医療的ケア児が保育利用する際にかかわりのある職員間で連携します。

②主治医

認定こども園等において医療的ケアを実施するための指示書の作成と指導、および緊急時対応の提案を行います。入所後は保育中の児童の様子について報告を受け、施設長や看護師に助言を行います。

③市立医療型児童発達支援センター

医療的ケア児が医療的ケアを受けながら小集団生活を経験でき、保護者が家庭保育について学べる療育の場としての役割を担っています。また、医療的ケア児が認定こども園等に入所する際には、児童の状態を把握し、実際に入所後の留意点を主治医と連携し確認します。また、医療的ケアの手技の実際を、留意点と共に受入れ施設に伝達し、入所後も認定こども園等や保護者からのさまざまな相談に応じます。

④嘱託医

施設長は保護者同意のもと児童の情報を嘱託医に報告します。医療的ケアの指示については主治医が行いますが、認定こども園等の児童全体の健康状態の把握や施設の保育環境への助言を行います。

⑤保護者

保育利用に際して、保護者は主治医・施設長・看護師等との連携関係を構築します。また、認定こども園等に対して、家庭での児童の様子について日頃から綿密に情報共有するようにします。

⑥訪問看護ステーション

認定こども園等において医療的ケアを実施する看護師が不在になる場合、依頼を受けて認定こども園等を訪問し、医療的ケアを行うことがあります。事前に医療的ケアの内容や手順について、訪問看護ステーション、保護者、認定こども園等、及び主治医との間で十分に確認しておきます。

⑦八尾市立病院

認定こども園等で保育を受けている時間内に緊急事態が起こった際には、緊急搬送先のひとつとして児童の受入れを行います。認定こども園等は救急要請する際に児童の情報として「八尾市内の認定こども園等に在籍している医療的ケア児であること」を伝え、八尾市立病院への搬送を依頼する場合があります。

3 医療的ケアと就学前教育・保育

認定こども園等は、児童一人ひとりにとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であることが大切です。医療的ケア児においても同じことが言えます。また、友だちと共に生活する中で、認め合い育ちあう仲間作りを進めていくことが重要です。安全な医療的ケアの実施と集団における就学前教育・保育を両立させ、医療的ケア児の成長・発達を最大限に促すため、担任の保育士等や医療的ケア児担当として配置される看護師や特別支援教育コーディネーターが協力して個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、日々の教育・保育に反映していきます。

4 医療的ケアの更新・変更・解除

①進級時の確認

保護者は医療的ケア児の進級にあたり「医療的ケア実施申込書」と「医療的ケア実施に関する医師の指示書」を毎年度更新する必要があります。認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の再確認を行います。

②医療的ケアの変更

認定こども園等で実施する医療的ケアに変更が生じる場合は、保護者は認定こども園等の施設長に相談します。その際は「医療的ケア実施申込書」と「医療的ケア実施に関する医師の指示書」の提出や更新が必要です。その後、認定こども園等の施設長・看護師・保護者の三者で主治医を訪問し、医療的ケアの実施方法、配慮事項等の指導を受けます。



認定こども園等は「医療的ケアに関する計画書」「医療的ケア実施マニュアル」を作成し、変更のあった医療的ケアの実施について調整を行います。保護者に対して認定こども園等で実施する医療的ケアについて説明します。保護者は、説明を受けた後、同意欄に署名します。

児童の健康状態が変化したことによる医療的ケアの変更や追加の内容に、認定こども園等が対応できず、保育利用の継続が困難となった場合は、認定こども園等と保護者で保育利用の継続について協議します。認定こども園等は必要に応じて主治医に相談する等、専門的な視点からも安全な利用が継続できるかを検討します。医療的ケアの新たな対応について、認定こども園等と保護者との合意が困難な場合は、保育・こども園課が関係機関から意見を聴取し、検討して保育の利用継続の可否を保護者にお知らせします。

③医療的ケアの解除

認定こども園等において医療的ケアを実施する必要がなくなった場合は、保護者は医師の指示による解除であることを示すため「医療的ケア解除申出書」を認定こども園等に提出します。認定こども園等は「医療的ケア解除申出書」を受理した後は、当該児童に対して医療的ケアを行いません。ただし、日常の健康状態の報告等は認定こども園等と保護者で引き続き共有し、安全な保育利用に努めます。

5 園外活動・行事・運動等の際の対応

児童の運動制限や活動上の配慮が必要な場合、認定こども園等は、園生活で配慮が必要な活動について、医療的ケア児に合わせた保育内容を計画し個別の対応に努めます。想定される活動には以下のものがあります。

- ・園外への散歩
- ・乗り物を利用する遠足
- ・運動会
- ・発表会
- ・プール活動 等

認定こども園等は必要に応じて主治医の意見を確認し、計画を立て、できる限り参加できるように努めますが、必要に応じて保護者の同伴を求めたり、安全に活動できないと判断した場合には、児童の参加を見合わせたりすることがあります。

6 緊急事態発生時等の確認

緊急事態はいつどこで起こるかわからないため、さまざまな状況を想定し対応することが必要です。保育中の各職員の役割や対応について、「緊急対応マニュアル」を作成し、安全管理体制をあらかじめ決めておきます。また、緊急時には迅速に対応できるようシミュレーションを実施します。

①体調の急変・けが等

保育中に児童の体調の変化やけが等により緊急事態と認定こども園等が判断した場合には、事前に決めておいた緊急対応に従い必要な措置を行います。同時に保護者に連絡し速やかに認定こども園等への来所を依頼します。救命のため、保護者への連絡前に、医療機関への搬送を優先する場合があります。

②災害発生時

認定こども園等での毎月の避難訓練では、避難計画に基づき医療的ケア児を含めた集団の安全確保について、職員間で共通確認を行います。

- ・安全な避難経路や移動手段を事前に把握する
- ・医療的ケアに必要な物品について災害時に持ち出す物のリスト作りと物品の保管方法を確認する
- ・数日間の避難生活を想定し、医療的ケアを行う場所の確保や停電になった場合の電源確保について検討する

③保育中の事故・ヒヤリハット

保育中に起こった事故やヒヤリハットについて、職員全体で情報共有を行い、重大事故につながらないように予防対応策を構築することが必要です。事故やヒヤリハットが起こったときには、「医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）」に記録し、何が要因だったのか分析を行い、予防対策を検討します。

上記①～③に共通して、以下の点に留意することとします。

- ・事前に想定される緊急時対応について主治医の意見を確認する
- ・認定こども園等での緊急対応の確認を事前に徹底する
- ・個別の「緊急対応マニュアル」を作成し、特に災害発生時を想定した対応について詳細に検討する

7 研修

認定こども園等の職員が医療的ケアに関する理解を深めるため、疾患や医療的ケア内容、衛生管理、感染症予防等について職員研修を実施します。この研修は当該クラスの職員だけでなく、全職員に対して実施し、共通認識を深めます。また、状況に応じたシミュレーション研修等職員の専門性の向上のために研修の機会をもちます。市は、医療的ケアを実施する認定こども園等の看護師が実践交流を行う機会を設定し、ノウハウの蓄積につなげます。

また、喀痰吸引等第3号研修を受講した保育士等は認定特定行為業務従事者として特定の者に対して定められた条件の範囲内で医療行為を行うことが可能です。緊急時等に対応するためには複数の職員が医療的ケアを実施できる体制づくりが必要であり、積極的な受講を促します。

第4章 関係機関との連携

医療的ケア児とその家族にかかわる機関が連携しながら、児童の状況に応じて必要な支援を行うことが大切です。また、生涯にわたって切れ目のない支援を行い、医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう支援のネットワークを構築していく必要があります。

1 認定こども園等において医療的ケアを実施する際の連携

・主治医との連携

認定こども園等は、医療的ケア児への医療的ケアに関する指示や、医療的ケア児の体調が急変した場合の対応について、原則は主治医の指示に従うことを基本とし、速やかな主治医への連絡や継続的な相談等、主治医との協力体制を作ります。

・医療型児童発達支援センターとの連携

認定こども園等は児童が入所することが決定した際には、市立医療型児童発達支援センターに連絡し、医療的ケアの実際や実施上の留意点等の確認及び児童の状態の注意事項について、申し送りを受けます。また、認定こども園等への入所後も児童の状態について情報共有を行い、相談や助言を求めることができます。

・保護者との連携

認定こども園等での医療的ケアを安全に行うためには、保護者との連携を円滑に進める必要があります。保護者の理解と協力が欠かせません。認定こども園等は「同意書」に定める項目について、保護者に説明し、対応について合意にむけて話し合います。

・児童発達支援との連携

認定こども園等の保育利用と併せて、児童が児童発達支援を併用する場合は、療育先と連携を進めることが必要です。保護者同意のもと保育所等訪問支援事業の活用や個別の支援計画等を共有し、児童にとってよりよい支援や生活工夫を共に考えていきます。

2 就学期の連携

医療的ケア児の就学先については、教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、学びの場を決定していきます。

・教育委員会との連携

就学の際には、教育委員会が「就学相談」を行い、府立支援学校や地域小学校の支援学級など、学びの場について保護者と共に考えていきます。地域小学校への就学希望の場合、教育委員会は、日常実施している医療的ケアが学校でも実施可能かについて検討し、併せて認定こども園等に指導主事等が訪問し観察を行い、園で実施している

医療的ケアに関することを聞き取ります。そのうえで「就学支援委員会」の意見を聴取し保護者や本人の意向を尊重したうえで就学先を決定します。認定こども園等は保護者に「就学相談」の案内をするとともに、保護者同意のもと教育委員会への情報提供を行います。

・就学先との連携

就学先の学校は、認定こども園等を訪問し児童の状況を確認するとともに、認定こども園等から具体的な手技や配慮事項について引継ぎを受けます。就学後も必要に応じて、児童の状況を共有し、円滑に学校生活を進めるように互いに連携することが必要です。

3 切れ目のない支援

本市では、妊娠期からおおむね18歳までを対象として、こども総合支援センターほっぷが中心となり、切れ目のない支援を行います。保護者同意のもと、関係機関が必要な情報を共有するしくみのなかで医療・福祉等の分野がつながり、必要に応じて外部関係機関とも情報共有をしながら、医療的ケア児とその家族のための支援体制を作っていきます。

4 やおっこファイルの活用

「やおっこファイル」は児童の成長・発達記録やこれまでの支援の経過等を支援者等と共有するための冊子です。保護者が児童の疾患・発達等の状況や診断書等を記入・保管します。就園・就学等、新しい生活を始める時期等、ライフステージの節目に「やおっこファイル」を活用することで、児童の情報を一から伝える負担を軽減しながら新たな支援者の理解を深めることができ、一貫した支援を受けやすくなります。医療的ケア児の必要な情報の伝達に役立つツールとして積極的に活用できるよう、医療的ケア児にかかわる関係機関は「やおっこファイル」の作成について支援を行います。「やおっこファイル」は八尾市障がい福祉課ホームページからダウンロードできます。

第5章 資料編（様式）

医療的ケア実施申込書

児童診断書の記入について（依頼）

児童診断書（認定こども園等入所申請用）※参考資料付き

同意書

医療的ケア実施に関する医師の指示書

主治医訪問について（依頼）

医療的ケアに関する計画書

医療的ケア実施マニュアル

医療的ケア実施記録表

医療的ケア実施状況報告書

医療的ケア解除申出書

緊急対応マニュアル

医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）

医療的ケア実施申込書

【保護者記載】

年 月 日

(あて先) 八尾市長

保護者名	
住所	
電話番号	
児童名	
生年月日	年 月 日生

対象児童について、下記医療的ケアの実施が必要ですので申し込みます。

記

医療的ケアの内容		
実施内容・手順 ・どのようなときに ・どうするか		
健康に関する 配慮事項		
主治医	機 関 名	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

児童診断書の記入について（依頼）

平素は本市の保育事業にご理解とご配慮を賜り、ありがとうございます。

このたび、認定こども園等への入所申込がありました児童において、八尾市保育の利用に関する要綱に則り、集団保育が可能であるかを確認するため、別紙の児童診断書の作成をお願いします。詳細については別紙資料を添付して下さっても結構です。

なお、認定こども園等への入所が決定した際には児童診断書の記載内容について、当該園へ情報提供します。当該園から貴院へご連絡する場合がありますので、その際にはご協力のほどよろしくお願い致します。

（参考）

八尾市保育の利用に関する要綱（抜粋）

第6条 保育利用の調整については、前条に規定する保育利用にかかる支給認定決定通知書の交付を受けたものの中で行うものとする。ただし、年度途中の調整については、既に特定教育・保育施設等を利用している者より特定教育・保育施設等を利用していない者を優先して行う。

2 前項の保育利用の調整は、特定教育・保育施設等の利用定員の範囲内においてその全部の児童の入所が困難な場合においては、その保育を必要とする程度に応じて別に定める利用調整基準に従い行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該申込みに係る児童が次に掲げるときは、利用の調整を行わないことができる。

- （1） 感染症又は悪質の疾病を持つとき。
- （2） 心身が虚弱で保育に耐えられないとき。
- （3） その他市長が不適當であると認めたとき。

問い合わせ先

八尾市こども若者部

保育・こども園課 認定入所係

電話 072-924-8529（直通）

児童診断書(認定こども園等入所申請用)

【主治医記載】

児童名		生年月日	年	月	日
診断名					
主な症状					
既往歴	例) けいれん重積 誤嚥性肺炎等				
医療的ケアについて	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 内容：				
医療的ケア以外の配慮について	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 内容：				
投薬について	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 薬名： 投薬方法： 頓用処方(どんなときに)：				

食事についての配慮 (回数・形態・アレルギーによる制限食・食事介助の必要性等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
睡眠についての配慮 (午睡の睡眠時間・睡眠時の姿勢・室内環境等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
排泄についての配慮 (排尿・排便障がい等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
感染症についての配慮 (罹患した場合・園で感染症が発生した場合)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
運動の制限や配慮 (参考資料の活動をご覧ください)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
園外活動の制限や配慮 (散歩・遠足・宿泊を伴う保育等)	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		
その他特記すべき配慮	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要
〔 具体的な内容： 〕		

上記のとおり診断します。	年	月	日
医療機関名			
住 所			
電 話 番 号			
医 師 名			

参考資料

就学前施設での主な一日の生活

就学前施設は乳幼児が長時間にわたり、集団生活を送るところです。食事や睡眠、遊びなどの生活全般にわたって子ども同士が濃厚に接触する機会が多く、感染症にかかりやすい環境にあります。

	7:00	10:00	12:00	15:00	17:00
乳児 (0~2歳)	順次登園 遊び	おやつ	遊び 給食	午睡	おやつ 遊び 順次降園
幼児 (3~5歳)		活動	給食	午睡	

保育士配置基準（子ども：保育教諭）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3：1	6：1	6：1	20：1	30：1	30：1

※支援が必要な児童については市独自の加配があります。

年齢ごとの主な活動

一人ひとりの育ちを大切にしながら互いが認めあい育ちあう仲間づくりにつながるよう教育・保育を進めています。

	軽い活動	中程度の活動	強い活動
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・はいはい ・手指を使う遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビカーを押す ・ひとり歩き 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットの昇り降り ・水遊び
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・砂遊び ・絵本を見る ・ふれあい遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩 ・リズム遊び ・すべり台 	<ul style="list-style-type: none"> ・階段の昇り降り ・水遊び ・走る
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ままごと ・室内遊び ・すべり台 	<ul style="list-style-type: none"> ・三輪車に乗る ・両足跳び ・階段の昇り降り 	<ul style="list-style-type: none"> ・追いかっこ ・水遊び ・高所から飛び降りる
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・室内遊び ・製作 ・歌を歌う 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄棒 ・ブランコ ・水遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・おにごっこ ・プール遊び ・どろんこ遊び
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・パズルやブロック ・お手伝い ・楽器遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ・体操 ・スケーター ・ジャングルジム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊び ・プール遊び ・かけっこ
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・ごっこ遊び ・当番活動 ・机上活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・マット運動 ・どろんこ遊び ・うんてい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッジボール ・プール遊び ・縄跳び
行事	遠足 ・ 運動会 ・ 宿泊を伴う保育 など		

同意書

1. 医療的ケアの実施について

- ・医療的ケアは主治医の指示にもとづき看護師が実施します。緊急的な対応として、訪問看護ステーションの派遣による看護師や認定特定行為業務従事者が医療的ケアを実施する場合があります。また、やむを得ない場合には保護者に協力を依頼することや保育受入れができない場合があります。
- ・保護者は主治医・施設長・看護師等との連携関係を構築し、安全に医療的ケアが実施できるよう協力する必要があります。医療的ケアの内容が変更になる場合、認定こども園等に連絡するとともに、認定こども園等が主治医と面談ができるように調整します。
- ・保護者は家庭での児童の様子について日頃から綿密に認定こども園等と情報共有するようにし、児童の健康状態について連絡帳等で報告する必要があります。
- ・保護者は医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等必要な物品の準備及び衛生管理を行ってください。
- ・健康状態の変化により、認定こども園等で医療的ケアの実施や集団保育が困難と判断した場合には退園していただく場合があります。

2. 保育利用について

- ・保育を利用できるのは週5日（月曜日～金曜日）です。なお、行事への参加等、特別な理由があり、安全な利用が可能であることが確認される場合はそれ以外の日も利用できます。
- ・利用時間は原則1日8時間の範囲内とし個別に協議のうえ決定します。延長保育の提供は行いません。

3. 保育実施について

- ・認定こども園等での医療的ケアの実施について保護者と共に確認し、手技を確立していくため、また、児童が新しい集団生活の環境に慣れるために、親子通園や慣らし保育の準備期間を設けます。
- ・認定こども園等は集団生活の場であり、感染症のリスクが常にあることを理解したうえで、保育利用していただきます。
- ・認定こども園等では集団で活動する際、児童同士の接触により、やむを得ず転倒や接触によるけがをすることがあります。
- ・行事等への参加については、主治医の意見を確認し配慮事項や職員体制等の計画を立てます。保護者の同伴、あるいは、行事参加を見合わせることを求める場合があります。
- ・保育中の緊急事態に備え、必ず日中連絡が取れるようにするとともに、認定こども園等が要請した場合には速やかに迎えに来られるようにしてください。救命のため、保護者に連絡する前に医療機関に搬送する場合があります。

4. 個人情報の取り扱いについて

- ・安全な医療的ケアの実施にあたり、必要な情報について関係機関と共有します。

上記の内容について内容を理解したので、医療的ケアの実施及び保育利用に同意します。

年 月 日 保護者名 _____

医療的ケア実施に関する医師の指示書

対象児童について、下記のとおり指示いたします。なお、この指示書は新年度4月1日から3月31日までのものとします。

対象児童名		生年月日	年 月 日
-------	--	------	-------

診断名	
<p>【認定こども園等の生活の中で必要な医療的ケア】</p> <p>※該当する項目に☑し、数値等を記入してください。</p> <p>※必要に応じて別紙にて指示ください。</p>	
<input type="checkbox"/> 喀痰吸引 (<input type="checkbox"/> 鼻・口からの吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレからの吸引) <ul style="list-style-type: none"> ・吸引カテーテルのサイズ () ・吸引圧 () ・挿入の長さ () ・吸引の回数 () 	
<input type="checkbox"/> 酸素吸入 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 常時 <ul style="list-style-type: none"> ・流量 () <input type="checkbox"/> 必要時 <ul style="list-style-type: none"> ・ () の場合 流量 () を投与する 	
<input type="checkbox"/> 吸入 (<input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 必要時) <ul style="list-style-type: none"> ・時間 () ・薬剤 () を () ml吸入 ・生理食塩水 () を () ml吸入 	
<input type="checkbox"/> 経管栄養 (<input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう) <ul style="list-style-type: none"> ・注入する内容 <input type="checkbox"/> 栄養剤 <input type="checkbox"/> 水分 <input type="checkbox"/> 薬剤 () ・回数 () ・1回量 () ・濃度 () ・速度 () 	

<input type="checkbox"/> 導尿 ・ネラトンカテーテルサイズ () ・実施時刻 ()
<input type="checkbox"/> ストーマのパウチ交換
<input type="checkbox"/> 血糖管理 ・定時 () ・血糖値が () の場合 () の処置を行う
<input type="checkbox"/> アレルギー対応
<input type="checkbox"/> その他の医療的ケア

<p>【緊急時の対応】</p> <p>予想される緊急時の状態 ()</p> <p> <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> 当院へ連絡し、指示を請う <input type="checkbox"/> 保護者と相談し、適切な病院に搬送 <input type="checkbox"/> その他 () </p>

年 月 日

医療機関名	
住 所	
電 話	
医師名	

年 月 日

(医師名) 様

〇〇こども園長

主治医訪問について（依頼）

平素は、本市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

このたび当園で下記児童について医療的ケアを実施することとなりました。

こども園での医療的ケアの実施に関しましては、日ごろよりご診察いただいております主治医様の指示のもと実施させていただきます。

つきましては、主治医様のご指導を賜りたく、下記のとおり訪問させていただきたいと存じます。

ご多忙中のところ誠に恐れ入りますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、ご都合が悪くなりましたら誠に恐縮ですが当園まで一報いただければ幸いです。

記

1. 日 時 年 月 日 () 時 分

2. 訪問予定者 施設長
看護師
担任

3. 訪問内容 〇〇〇〇さんに対する医療的ケア実施方法等につきまして
ご教示ください

4. 連絡先 〇〇こども園
住 所：
電 話：
F A X：
メー ル：

医療的ケアに関する計画書

【園記載】

作成者	〇〇こども園長
実施者	〇〇こども園看護師

児童名		生年月日	年 月 日生
-----	--	------	--------

実施計画	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	医療的ケア	
	実施内容と手順	
	実施頻度	
	留意点	
	緊急時対応	

上記の内容について同意いたします。

年 月 日 保護者名 _____

【園記載】

医療的ケア実施マニュアル

作成日： 年 月 日
〇〇こども園

〇〇さんの医療的ケア実施手順（ ケア内容 ）

準備

手順

観察項目

片づけ

(医師名) 様

医療的ケア実施状況報告書

下記のとおり、医療的ケア実施状況について報告いたします。

児童名	
施設名	
園長名	
実施者名	

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施行為	
実施結果	
特記すべき事項	

医療的ケア解除申出書

【主治医・保護者記載】

年 月 日

児童名	
-----	--

年 月 日をもって、対象児童の認定こども園等における医療的ケアの指示を解除します。

医療機関名	
医師名	

上記のとおり医師の判断がありましたので、認定こども園等における医療的ケアの解除を申し出ます。

年 月 日

保護者名 _____

【園記載】

緊急対応マニュアル（体調急変 けが 災害発生時）

作成日： 年 月 日

〇〇こども園

緊急時の対応 〇〇さん

想定：

参考資料

国立研究開発法人国立成育医療研究センター（2019）

『医療機器が必要な子どものための災害対策マニュアル～電源確保を中心に～』

大阪府（2015）『重症心身障がい児者のためのガイドブック』より『医療的ケア

が必要な重症心身障がい児者の災害への備え（中河内二次医療圏域）』

八尾市（2022）『八尾市避難行動要支援者支援マニュアル【支援者用】』

医療的ケア実施に係る事故報告書（ヒヤリハット含む）

【園記載】

作成日： 年 月 日

〇〇こども園長：

記録者：

対象児童名		
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
発生場所		
発見者		
発生状況	時刻	児童の様子・保育の状況等
	：	
	：	
	：	
対応状況	医療機関受診： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（医療機関名 ）	
保護者への報告		
発生した背景・要因		
再発防止策		